

前橋市市制施行 130 周年記念 第 12 回まえばし赤城山ヒルクライム大会 《「出店ブース設置」概要》

まえばし赤城山ヒルクライム大会実行委員会
会長 山本 龍

平素より前橋市のスポーツ振興にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、本実行委員会では日本一のヒルクライム大会を目指し、前橋市のシンボルである赤城山を舞台にした「第 12 回まえばし赤城山ヒルクライム大会」を開催する運びとなりました。

つきましては、下記のとおり「出店ブース設置」概要を作成しましたので、会場を賑やかに参加いただけますよう、お願い申し上げます。

記

1. 大会概要

■大会名称

前橋市市制施行 130 周年記念 第 12 回まえばし赤城山ヒルクライム大会

■開催日時

令和 4 年 9 月 25 日（日） 午前 7 時 00 分 ～ 午前 11 時 00 分

■規模

□募集人員 一般 2,000 名、JBCF（全日本実業団自転車連盟）300 名

□コース ①一般

前橋合同庁舎（前橋市立前橋高等学校）エリア ⇄ 赤城山総合観光案内所
「延長：20.8km ・ 平均勾配：6.4% ・ 最大勾配：9.7% ・ 標高差：1,313m」

②キッズヒルクライム

前橋合同庁舎（前橋市立前橋高等学校）エリア ⇄ 赤城山総合観光案内所
「延長：5.6km ・ 平均勾配：4.3% ・ 標高差：241m」

2. 出店概要

■日時・場所

日 時：令和 4 年 9 月 25 日（日） 午前 5 時 00 分 ～ 午後 2 時 30 分頃

場 所：メイン会場内前橋合同庁舎（前橋市立前橋高等学校）

群馬県前橋市上細井町 2142-1

（注意）ブース数に制限がございます。出店時間については、変更になることもあります。

正式な出店時間等については 9 月上旬頃までに配布する確定スケジュールによります。

なお、各箇所により使用制限、制約等がございます

□対象業種（条件）

売店における販売品目及び出店業者の制限は、次に掲げるものの範囲とする。

(1) 物品販売についてはスポーツ・自転車関連用品（協賛出店者を優先とする。）等とする。

(2) 観光土産品類（前橋広域物産振興協会加盟店に限る。）

(3) 飲食物類（キッチンカーでの飲食物提供・弁当販売は群馬県「ストップコロナ！対策認定」を受けた車両に限る。また、市内の業者を優先とする。）

(4) その他、各ブースに適切かつ、実行委員会が必要と認めたもの。

■販売禁止行為及び諸注意

□禁止行為

1. 生肉、生魚、牛乳の販売、原材料の細切等の仕込み行為。

2. 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、または管理運営を委託すること。

3. 商品を不当な価格で販売すること。

4. 指定された場所以外での立ち売り及び呼び込み販売すること。

5. 許可された品目以外のものを販売すること。

6. その他、大会運営に支障があるような行為をすること。

7. 店舗内での喫煙は禁止。

□諸注意

1. 許可のない出店は不可。（申込者と出店者が異なる場合、出店をお断りいたします。）

2. 会場内の水道利用は不可。
3. 拡声器及び音量器具類を使用することは不可。
4. 飲食販売出店者は出店および食品・販売行為に関連して発生した事故、苦情に対して全ての責任を負うこと。必要に応じてPL 保険等に加入すること。
5. 出店者は、お客様を対応する整理要員を必ず出すようにすること。
6. 出店位置に関してのご希望はお受けできません。
7. 飲食店出店者は衛生面に最大限の努力をし、事故、苦情等が発生しないように注意すること。
また、帽子、エプロン、手袋、マスクは必ず着用すること。
※飲食店出店の際、食品衛生責任者の資格を保有するスタッフが現場に常駐すること。
但し、弁当販売のみの場合は除きます。
8. 会場内で保温・簡易調理をする場合、電気調理器にて対応すること。
他の調理器（プロパンガス等使用）にて保温・簡易調理する場合は、大会事務局と事前協議を行うこと。
9. 火気使用の場合は、必ず消火器を設置すること。
発電機を使用する場合は適切に使用すること。なお、設置場所は事務局指定とする。
10. 大会名・ロゴ（マーク）等を使用する場合は、大会事務局と事前協議を行うこと。
（例/服飾・物品等へのプリント販売）

■環境対策（厳守事項）

1. 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、必ず出店ブース前にごみ箱の設置を行い発生したごみ（ごみ箱のごみを含む）は、各自持ち帰り常に環境美化に努めること。
また、購入者からごみ廃棄の依頼があった場合は、貴店舗の商品以外のごみでも預かり廃棄して下さい。
2. 販売品等の搬入搬出に関しては係員の指示に従ってください。
使用する車両には、実行委員会が別途交付する駐車証を掲示し、指定場所に駐車すること。
3. 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
4. 接客にあたっては、好感を与えるよう親切・丁寧を心がけること。
5. 食品衛生関係法令上の規定を遵守するとともに、保健所の食品衛生監視員の指導に従うこと。
6. その他、実行委員会及び施設管理者の指示に従うこと。

■感染症拡大防止対策（厳守事項）

1. 出店前に 37.5 度以上の発熱や体調不良が発覚した場合は、出店を取りやめること。
2. 下記項目に該当するスタッフは入店を禁止する。
 - ・ 37.5 度以上の発熱があった場合（または平熱よりも 1 度超過）
 - ・ 本人及び同居家族において、濃厚接触者と判断された場合
 - ・ 味覚、嗅覚障害、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、咳、咽頭痛等の体調不良がある場合
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の陽性者と濃厚接触がある場合
 - ・ 海外から入国し 14 日を経過していない場合
 - ・ 海外から入国し 14 日を経過していない者と濃厚接触がある場合
3. 出店の際には、マスクを必ず着用すること。接客時は必ず鼻や口元を出す事なく全体覆うように着用すること。
4. 各自でアルコール消毒液を用意し、こまめに消毒を行うこと。出店スタッフだけではなく、お客様へも消毒をして頂くこと。-

■その他

1. 主催者は、天災その他やむを得ない事情によりこの大会を変更又は中止することがあります。
この場合、中止によって生じた損害について、主催者はいかなる賠償責任も負いません。
2. 出店者は、施設等に損害を与えたとき、出店許可を取り消されたとき、又は出店許可期間が経過したときは、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状に復し、実行委員会の検査を受ける事とする。
3. 1 区画（ブース）貸出へは「1 区画（ブース）・ブース名表示板 1 枚・机 2 台・イス 2 脚」が含まれます。
4. 電源、机、イス、テント（W6.0m×D3.0m 内）、登り旗等の持込設置可。持込設置の場合は事前に事務局へお知らせください。
5. テントは各自にてご持参ください。

6. テント及び追加の机、イスを事務局に依頼する場合は、別途料金がかかります。

7. 大会参加者（2,000名程度）へ、大会前日・当日出店ブースなどで使用可能な「おもてなし券」の配布を行います。

使用可能なブースについては、「出店ブース申請書（様式第1号）」提出に併せて「おもてなし券協力可能店舗申込書」を提出してください。

8. 搬入搬出車両で駐車券発行（指定時間内場内乗入）可能台数は「1台」です。

■設備規格及び使用料

□基本設定

名称	規格	数量	使用料（円）	備考 ※使用料に含まれる
ブース 区画	W6.0m×3.0m 以内	1式	30,000	・区画 ・ブース名表示板 : 1枚 ・机 : 2台 ・イス : 2脚

※上記備品（ブース名表示板、机、イス）不要の場合、使用料の割引はありません。

□追加物品等

名称	規格	数量	使用料（円）	備考 ※使用料に含まれる
電源	100V	1式	20,000	・15Aまで (コンセント2個口) ※30A使用の場合は、2式申 込んでください。
机	W1.8m	1台	1,000	
イス	パイプイス	1脚	250	
テント	2k×3k モンタニアテント	1式	20,000	

※高額協賛（協賛金20万以上）をいただいた企業『協賛出店』企業に関しては「ブース・名表示板1枚・机2台・イス2脚」は無料となりますが、電源等追加がある場合は、別途、有料となります。

※前橋の地域振興、観光振興、物産振興に著しく寄与する『特別出店』については、使用料の一部が減免できるものとします。詳しくは、大会事務局へお問合わせ下さい。

3. 申込方法（書類）

■出店ブース申請書（様式第1号）

出店希望者は下記期日までに「出店ブース申請書（様式第1号）」に必要事項を記入の上、大会事務局へお申し込み下さい。

また、おもてなし券使用可能な場合は、併せて「おもてなし券協力可能店舗申込書」を提出して下さい。

協賛出店企業（協賛金20万円以上。出店を希望する企業、団体など）についても必ず提出してください。（「持参」・「郵送」） ※FAX不可

申込期日：令和4年7月22日（金）まで

■ 出店ブース許可書（様式第2号）

申込み数が予定数を超えた場合は、大会との関連度の高い申込者様および地元協賛企業様を優先考慮し、出店者を決定させていただきます。

なお、出店ブース申請書を審査し、適当であると認められた者については、随時、出店ブース許可書（様式第2号）を当該申請者に交付いたします。

出店当日は必ず出店ブース許可書を提示（掲示）して下さい。

■ 飲食物提供の申請について（食品衛生法に基づく許可申請等）

□ テントでの飲食物提供・弁当販売について

「出店者一覧表（保健所提出書類）」に必要事項を記載のうえ、出店ブース申請書と併せて『令和4年7月22日（金）』までに大会事務局へご提出下さい。

なお、ご提出ない場合、出店許可を「取り消し」とします。

■ 期限付酒類小売業免許届出等

アルコール類の販売を行う場合、各自で前橋税務署等へ必要な申請（期限付酒類小売業免許届出等）を行ってください。

※届出書の写しを『令和4年9月16日（金）』までに事務局へ提出してください。

4. 出店料納入方法

出店料の納入方法は、出店ブース許可書（様式第2号）に同封いたしますので、指定された口座へ納入期日までに納入して下さい。

なお、振込手数料については、申請者にてご負担願います。

5. 出店ブース等配置図 ※別紙参考

【◆販売風景】



※ ご不明な点等ございましたら、下記事務局までお問合せ下さい。

【事務取扱（大会事務局）】

〒371-0051 群馬県前橋市上細井町 2192（前橋市民プール内）

まえばし赤城山ヒルクライム大会実行委員会事務局

公益財団法人 前橋市まちづくり公社 スポーツ健康部 スポーツ振興課

TEL:027-289-4764 FAX:027-289-4765 大会公式ホームページ <http://www.akg-hc.jp/>